

平成 2 0 年度
福岡市教育委員会
点検・評価報告書

平成 2 1 年 1 2 月
福岡市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	福岡市教育委員会について	1
III	教育委員会の活動状況	2
IV	施策の点検評価	5
	◆教育計画	
	新しいふくおかの教育計画の策定	8
	◆学校教育関係	
	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成	9
	基本的考え方2 信頼される学校づくりの推進	18
	基本的考え方3 信頼に応え得る教員の養成	20
	基本的考え方4 社会全体での子どもたちの育成	22
	基本的考え方5 教育環境づくりの推進	24
	◆人権関係	
	社会教育における人権教育の推進	26
	◆文化関係	
	図書館・美術館・博物館事業の充実	27
	文化財の保存・活用	30
V	学識経験者による意見	31
VI	参考資料	
	1 平成20年度教育委員会会議付議案等一覧	40
	2 参考法令	46

I はじめに

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条の規定に基づき、平成 20 年度の教育委員会の点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して報告するものです。

II 福岡市教育委員会について

- 教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる行政機関の一つで、非常勤の教育委員をもって組織される合議制の執行機関であり、学校教育、生涯学習、文化等に関する事務を担当しています（福岡市の場合は 6 人の教育委員で構成されています）。
- 教育委員は、市長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命し、その任期は 4 年（再任可）となっています。
- 教育委員会は、大局的な見地から教育行政の基本的方針を決定し、その方針決定を受け、教育長が事務局を指揮監督して具体的な事務を執行する仕組みとなっています。
- 教育委員長は、教育委員のうちから互選され、任期は 1 年（再任可）となっており、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表します。
- 教育長は、教育委員（委員長を除く）の中から教育委員会が任命し、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどります。

【福岡市の教育委員】（平成 20 年度在籍）

職 名	氏 名	現在の任期	通算任期
委員長	飯野 毅紀	H18. 7. 7～H22. 7. 6	H10. 7. 7～H22. 7. 6
委員（委員長職務代理者）	貝田 由紀	H19. 4. 1～H23. 3. 31	H15. 4. 1～H23. 3. 31
委員	森 重隆	H21. 4. 2～H25. 4. 1	H17. 4. 2～H25. 4. 1
委員	大田 夏美	H20. 7. 4～H24. 7. 3	左欄に同じ
委員	八尾坂 修	H20. 12. 28～H24. 12. 27	左欄に同じ
委員（教育長）	山田 裕嗣	H20. 4. 1～H24. 9. 30	H19. 4. 1～H24. 9. 30
前委員	松原 妙子	H16. 7. 4～H20. 7. 3	H16. 7. 4～H20. 7. 3
前委員	陣川 桂三	H16. 12. 28～H20. 12. 27	H16. 12. 28～H20. 12. 27

Ⅲ 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議

教育委員会会議は、原則として毎月上旬に「定例会」、下旬に「臨時会」を開催し、付議案及び懸案事項などの審議を行っています。平成 20 年度は 24 回開催し、本市の教育行政の基本的な事項について 79 件の審議を行うとともに、52 件の案件の協議等を行い、教育行政の方針等を決定しています。主なものは下記のとおりです（P40 に一覧表あり）。

- ・新しいふくおか教育計画について
- ・教科用図書採択について
- ・新・学習指導要領の移行措置について
- ・平成 20 年度全国学力・学習状況調査の概要について
- ・学校規模適正化について
- ・下山門中学校及び西陵中学校の通学区域の一部変更について
- ・校舎の取得について
- ・学校給食費滞納対策について
- ・学力パワーアップ総合推進事業について

2 教育委員協議会

教育委員は、教育委員会会議以外にも教育施策等に関する意見交換などを行うため、教育委員協議会を開催しています。平成 20 年度は 17 回開催し、主なものは下記のとおりです。

- ・不登校ひきこもり対策支援会議について
- ・学校給食の課題と方向性について
- ・教員採用試験のあり方に関する点検と今後の取組について
- ・信頼回復に向けた取り組み実施状況について
- ・機密情報の保護に関するガイドラインの改訂案について
- ・平成 21 年度予算要求の概要について

3 教育委員会会議等での協議により実施した施策

教育委員会会議や教育委員協議会では、様々なテーマについて、協議を行い、その意見を施策立案や実施に反映させています。平成 20 年度に実施した主な施策は次頁のとおりです。

・「不登校対策において、スクールカウンセラーも一定の効果はあるが、もっと根本的に解決する施策が必要である。」

→不登校ひきこもり対策支援会議を設置し、今後の具体的な事業についての検討を行いました。また、スクールソーシャルワーカーの活用事業を実施しました。

・「質の高い教員を確保していくことは非常に大事である。子どもたちのためにも優秀な教員を採用できるよう、採用方法について十分研究してほしい。」

→採用試験において、より人物を重視した選考試験となるよう、面接や模擬指導を充実するなどの見直しを行うとともに、教職経験者などの特別選考を実施しました。

・「優秀な教員を幅広く採用するためには、他都市に出向き説明会を行うなどの取り組みが必要ではないか。」

→福岡都市圏や近県の大学に出向き、説明会を実施しました。

・「学習規律や意欲、生活習慣の改善を阻害する要因は、インターネット・携帯電話・テレビなどのメディアである。メディアリテラシーについて総合的な取り組みをしてほしい。」

→保護者・地域向けのDVD「インターネットの有害情報への対応ー有害情報から子どもを守るためにー」や、児童・生徒向けの啓発リーフレットを、各学校に配付し、活用を指導しました。また、NPOと協同し、子どもとメディアの良い環境づくりについての検討を行いました。

・「先生は、年間の学習計画に縛られ、その合間を縫って、個別に抱えている問題に対応しており、子どもと向き合う時間が少ない。もっと現場の先生の負担が減るような工夫・改善を求めたい。」

・「給食費の滞納整理業務は、学校よりも専門の職員が行うべきだ。」

→教員の事務的業務の効率化のため、校務情報化推進事業、学校給食費の公会計化に向けた準備、学校事務支援のあり方についての検討を行いました。

・「家庭との連携や家庭教育力の向上・復元が大きな課題である。」

・「国語は、全ての教科の基礎であり、今後どのように取り組むか大事である。」

→「新しいふくおかの教育計画」策定にあたり、「家庭・地域・企業等と連携した教育」や「ことばを大切にする教育」を重視しました。

- ・「表彰制度が形式化しており，あり方そのものを見直すべきだ。」
- 表彰者等の精選を行い，より実質的な取り組みを表彰するようにしました。

4 その他の活動状況

教育委員は，教育委員会会議・教育委員協議会以外にも，教育現場の状況等を把握するため，様々な活動を行っています。

- 市議会の本会議及び常任委員会への出席
- 市内小・中・高等学校への学校訪問
- 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の園長会・校長会や，P T A協議会，市長との意見交換会
- 指定都市教育委員・教育長協議会や臨時指定都市教育委員長会議等の会議，都道府県・指定都市新任教育委員研究協議会等の研修会
- 子ども教育委員会議や子ども読書フォーラム等の各種行事への参加

IV 施策の点検評価

1 平成 20 年度教育委員会の主な取り組み

本市教育委員会では、平成 12 年に「福岡市教育改革プログラム」を策定し、「郷土福岡を誇りとし、夢や目標を抱きながら豊かな心とたくましく生きる力を持った子どもを育む」ために、様々な事業を推進してきました。

平成 20 年度の主な取り組みとしては、①新たな教育改革指針の策定、②子どもたちの確かな学力向上、③子どもたちの豊かな心と健やかな体の育成、④特別支援教育の推進、⑤教員の資質向上及び学校の経営体制の強化、⑥安心して学べる教育環境の整備、⑦市立高等学校教育の活性化、⑧人権教育の推進、⑨家庭・地域の教育力向上、⑩文化・芸術・歴史を活かした魅力あるまちづくりの推進、が挙げられます。

その中でも特に重点的に取り組んだことは、まず、「福岡市教育改革プログラム」に替わり、福岡市の教育が今後 10 年間でめざすべき新たな指針となる教育改革指針の策定です。外部有識者で構成する専門委員会での助言を受けて計画案を作成し、パブリック・コメントでの市民の意見を踏まえ、平成 21 年 6 月に「新しいふくおかの教育計画」を策定しました。計画では、「基本的生活習慣を身に付け、自ら学ぶ意欲と志を持ち、心豊かにたくましく生きる子ども」をめざす子ども像とし、教育の担い手である学校、家庭、地域・企業等の、社会全体で子どもをはぐくむ「共育」に取り組むこととしています。

次に、本市の不登校・児童生徒数は平成 11 年度以降毎年 1,000 人を超えており、より効果的な不登校対策を検討するため、「不登校ひきこもり対策支援会議」を設置しました。そこでの提言を受け、平成 21 年度以降に不登校対応教員を配置することや、中学校 1 年生の少人数学級の導入等の事業を実施することとしました。

また、小規模校・大規模校で生じている様々な教育課題を解決し、よりよい教育環境を整備するため、保護者・地域・学識経験者・市議会・学校の代表者で構成する「福岡市学校規模適正化検討委員会」において、学校の適正規模・適正配置等について検討が行われ、同委員会から「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する提言」を受けました。これを基に、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」を策定し、今後の学校規模適正化に対する取り組みをまとめました。

さらに、教育委員会事務局及び学校の組織風土改革として、「公務員倫理の確立と機密情報の保護の徹底」「期待される教員像に基づく人材の確保・育成・活性化」「教育に専念で

きる環境づくり～子どもと向き合い過ごす時間の創出」「事務局と学校の連携強化～学校の自律的経営の推進と体制づくり」の4つの視点から、様々な改革・改善を図ってきました。

主な取組としましては、

- 「**公務員倫理の確立と機密情報の保護の徹底**」では、服務規律の徹底を図ることを目的に、全職場において管理監督者(全課長・校長・園長)を対象とした特別研修、経験年数や職能に応じた公務員倫理・服務規律に関する研修、学校用務員・調理業務員・新規採用職員を対象とした公務員倫理研修及び各職場での研修を実施しました。

また、「機密文書の保護に関するガイドライン」「学校における個人情報取扱いマニュアル」の改訂を行い、周知しました。

- 「**期待される教員像に基づく人材の確保・育成・活性化**」では、優れた人材を採用するため、より人物を重視した試験となるよう試験内容等の見直しを行うとともに、面接評定員研修の充実を図りました。

また、民間企業等で培った経験を活かした、活力ある学校運営の推進を図るため、高等学校教頭の特別選考を実施し、平成21年4月に2名を採用しました。

- 「**教育に専念できる環境づくり ～子どもと向き合い過ごす時間の確保**」では、学校事務の簡素・効率化と適正化を図ることにより、教員の子どもに向き合う時間の確保を図るため、「学校事務支援ワーキンググループ会議」を立ち上げ、取組指針を策定し、様々な事務改善について検討・実施しました。このほか、パソコンの整備や給食費の公会計化、教材費などの学校徴収金の口座振替制度の実施に取り組みました。

- 「**事務局と学校の連携強化～学校の自律的経営の推進と体制づくり**」では、校長会、教頭会役員、教務主任会役員との意見交換会や教職員が学校運営及び事務等の改善に対する意見などを提案できる事務改善提案制度を実施するとともに、学校文書事務の簡素・効率化のため教職員の意見等が聴取できるよう学校モニター制度を創設しました。

また、学校問題解決支援会議、学校問題解決支援チーム、学校保護者相談室や学校問題緊急相談を通じ、学校における解決困難なトラブルへの支援を行いました。

以上のように、教育委員会では、全職員一丸となって運営体制や職場環境、事務処理体制などの改革・改善に取り組んできました。今後とも、福岡の教育の道筋を明確に示す指針及び実行計画として策定した「新しいふくおかの教育計画」に基づき、引き続き「地域に開かれた学校」「信頼される教育委員会」となるための取組を進めていきます。

2 平成 20 年度教育委員会執行事務についての個別評価

平成 20 年度の教育施策を、「新しいふくおかの教育計画」で重点施策と位置付けている 16 の施策と、人権・文化等関係の 6 の施策・事業に分類し、それぞれ取り組みや成果と、今後の課題と方向性について、点検・評価を行いました。

平成 20 年度点検・評価の対象施策・事業

◆教育計画

新しいふくおかの教育計画の策定

◆学校教育関係

基本的考え方 1 たくましく生きるこどもの育成	1－① 確かな学力の向上
	1－② 豊かな心の育成
	1－③ 健やかな体の育成
	1－④ 福岡の特性を生かした教育の推進
	1－⑤ 市立高等学校の活性化
	1－⑥ 人権教育の推進
	1－⑦ 不登校の子どもへの支援・いじめの未然防止の充実
	1－⑧ 特別支援教育の推進
基本的考え方 2 信頼される学校づくりの推進	2－① 学校の組織力の強化
	2－② 学校と家庭・地域の連携の強化
基本的考え方 3 信頼に応え得る教員の養成	3－① 資質ある優秀な人材の確保
	3－② 教職員の資質・能力の向上・活性化
基本的考え方 4 社会全体での子どもたちの育成	4－① 子どもの安全確保に向けた取組の推進
	4－② 家庭・地域における教育の支援
基本的考え方 5 教育環境づくりの推進	5－① 安心して学ぶことができる教育環境の整備
	5－② 教員が子どもと向き合う環境づくり

◆人権関係

社会教育における人権教育の推進

◆文化関係

図書館・美術館・博物館事業の充実	図書館事業
	美術館事業
	博物館事業
文化財の保存・活用	

◆教育計画

新しいふくおか教育計画の策定

【20年度の主な取り組みやその成果】

- 平成 12 年に策定した「教育改革プログラム」の取組を検証し、今日的な教育課題を踏まえ、時代に即した教育を推進していくため、今後 10 年間の本市の新たな教育指針の策定に平成 19 年度に着手しました。
- 新たな教育指針の策定にあたりましては、平成 20 年 5 月に設置した「新たな教育改革の指針策定に関する専門委員会」（7 回開催）から受けた様々な助言や、平成 20 年 8 月に市民、保護者及び教員を対象として実施した「福岡市の教育に関するアンケート」などを踏まえ検討を進め、計画案を策定しました。そして、これをもとに平成 21 年 3 月にパブリック・コメントを実施し、いただいた市民意見を踏まえ、平成 21 年 6 月に「新しいふくおかの教育計画」として決定したものです。
- パブリック・コメントでは、「道徳教育についての記載を増やすべきである」との意見や、「めざす学校像の中に、児童生徒が学校づくりに参画するような記述を入れるべきである」との意見、「いじめ対策についての施策を盛り込むべきである」との意見などが寄せられ、本計画に反映しました。

《21 年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 「新しいふくおかの教育計画」に示した実施計画の進捗状況（平成 21 年度～25 年度）および、16 の重点施策ごとに設定した評価指標の達成状況を把握するとともに、教育に係るさまざまなデータを収集・分析し、次期実施計画の改訂に向け、進行管理を行っていきます。
- 「新しいふくおかの教育計画」を着実に進めるためには、まず教職員が十分に理解し、それを学校現場で実践する必要があることから、全教職員に「概要版」を配付するとともに、校長への説明会や教職員への研修を実施しています。
- 保護者や地域・企業に対しては、内容を分かりやすく説明したリーフレット・市政だよりや、広報誌「ふくおかの教育」を配付するとともに、福岡ソフトバンクホークスとアビスパ福岡の協力を得て、ポスターを作成しました。
- さらに、内容を分かりやすく解説した DVD や「あいさつ・掃除、自学、立志」をイメージしたキャラクターを作成するなど、「新しいふくおかの教育計画」の周知に努めているところです。今後とも、学校と保護者・地域・企業等が連携し、社会全体で子どもをはぐくむ「共育」を進めるため、理念の内容・共有化を図っていきます。

◆学校教育関係

基本的考え方 1 たくましく生きる子どもの育成

1－①. 確かな学力の向上

【20年度の主な取り組みやその成果】

- 学力は、社会において自立的に生きるために必要な力であり、一人ひとりの子どもが「基礎的な知識及び技能」「課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力」「主体的に学習に取り組む態度」を身に付けられるよう、学力向上の取組を行いました。
- 「学力パワーアップ総合推進事業」として、①理数系学力向上プラン、②思考力向上プラン、③国語力向上プラン、④コミュニケーション力向上プラン、⑤基礎・基本学力向上プラン、⑥学習意識・習慣向上プランの6つの学力向上プランの中からいずれかを選び、自校の課題解決のために重点化した学力向上の取組を全ての小・中学校で実施しました。
- 平成20年度全国学力・学習状況調査において、全国平均を上回っていたのは小中全8分類中3分類でしたが、平成21年度の調査では、小中全8分類中6分類が全国平均を上回り、これまでの取り組みの成果が現れました。
- 外国語の力を伸ばすため、小学校では、外国人や外国語に堪能な地域住民をゲストティーチャーとして活用し、中学校・高等学校ではALT（外国語指導助手）を配置し、外国語活動に取り組みました。
- 小学校1～3年生で35人以下の少人数学級を実施するとともに、小学校4～6年生ではモデル校において専科教員を配置し、一部教科担任制による授業の実施を行いました。

《21年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 21年度に策定した小中連携教育指針を進めることにより、各学校が小中9年間を見通した学力向上プランを作成するなど、学力向上の取り組みを支援する体制を作っていきます。
- 中学校でのALT（外国語指導助手）の1学級あたりの訪問回数は、文部科学省の目標値（35回／年）を下回っており（10.3回／年）、英語のコミュニケーション能力を高めるために、施策の充実に努めます。
- 児童生徒にきめ細かな指導を行うための、小学校高学年における一部教科担任制の実施や少人数学級の拡大については、引き続き検討していきます。
- 平成21年度全国学力・学習状況調査では、小学校において国語の活用に関する問題、算数の知識に関する問題で全国平均を下回っていました。
 今後は、これらの課題を踏まえ、指導方法や学力パワーアップ総合推進事業の見直しを検討します。また、保護者や地域に、子どもたちの学力に関する情報を提供し、課題を共有することを通して、家庭学習習慣の定着など、三者一体となった学力向上の取組を推進していきます。

基本的考え方 1 たくましく生きる子どもの育成

1-②. 豊かな心の育成

【20 年度の主な取り組みやその成果】

- 「他を思いやる心や自他の生命を大切にする心」、「美しいものに感動する心」、「ルールやマナーを守ろうとする心」などの豊かな心をはぐくむことは人間形成の最も重要な基盤であり、本市ではこれまで、学校・家庭・地域が連携しながら、豊かな心の育成に取り組んできました。
- 道徳教育の充実を図るために、道徳副読本の整備や道徳教育補助教材「心のノート」の配布を行い、それを活用した授業を実施しました。
- 読書活動については、子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書環境の整備を進めてきました。学校図書館に整備すべき蔵書の標準である学校図書館図書標準の 100%を目指し、20 年度には、学校図書館図書標準 70%未満の小学校 10 校に図書を追加整備しました。また、学校司書を小学校の 30 校に配置し、地域の図書ボランティアと連携しながら児童生徒自らが図書館に足を運び読書を楽しむ環境づくりに取り組みました。毎月 23 日の「福岡市子どもと本の日」には、各学校にチラシを配布し周知を図りました。
- 各学校が児童生徒の実態に応じて「万引き防止」「薬物乱用防止」「占有離脱物横領防止」「性の逸脱行為防止」の中から 2 つ以上のテーマを選択した非行防止学習を実施するなど、規範意識を育成する取組を推進しました。
- 本市及び近郊の恵まれた自然環境の中で、自然とのふれ合いや地域への理解を深めるために、小学校第 5 学年の児童、中学校第 1 学年の生徒、高等学校第 1 学年の生徒を対象に自然教室を実施し、豊かな体験活動を通して、感性・情操・思いやりの心をはぐくみました。
- 暴力行為の件数は全国では増加傾向にある中、本市の小中学校は 18 年度 245 件から 20 年度 57 件と減少しており、取組の成果が現れました。
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続のため、小学校 1 年生と幼稚園 5 歳児との交流を行ったり、教員の合同研修会を開いて、連携した教育内容に取り組みました。

《21 年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 豊かな心の育成のためには、道徳教育の一層の充実を図ることが重要です。そのために、各学校が策定する道徳教育全体計画に基づき、道徳の時間に他の教育活動との関連を図りながら豊かな人間性の育成をめざした指導が推進されるよう、今後とも取り組んでいきます。
- テレビ・インターネット・携帯電話などのメディアとの過度の接触は、子どもたちの心の成長の阻害要因となります。このため、このようなメディアの活用方法を啓発する資料を基に学校で啓発を行ったり、NPO 等と協同して、子どもとメディアのよい関係づくりのためのプログラムを作成するなど、メディアリテラシーの育成について、総合的な取組を進めていきます。

- 本市教育の新たな指針として策定した「新しいふくおか教育計画」においては、すべての子ども達に身に付けさせたい大事なことから福岡スタンダード「あいさつ・掃除、自学、立志」を打ち出しています。今後、学校の全教育活動を通して、基本的生活習慣の定着、粘り強く学ぼうとする学習意欲や態度の確立、進路についての目標をもち社会の中で自分を生かそうとする態度の育成に取り組んでいきます。
- 「ことばを大切に教育」を重視し、児童生徒が読書や音読・朗読に親しむための「音読・朗読ハンドブック」の作成などに取り組んでいきます。また、読書活動の充実のため、21年度は学校司書を15名から30名に増員し60小中学校に配置するとともに、学校図書館図書標準達成率100%をめざして図書の追加整備に取り組んでいきます。
- 保育園・幼稚園・小学校の連携教育については、今後も私立幼稚園連盟や保育協会と連携し、合同研究会を実施したり、相互訪問回数を増やしたりしながら、幼児教育から小学校教育への指導の継続を図ります。

基本的考え方 1 たくましく生きる子どもの育成

1－③. 健やかな体の育成

【20年度の主な取り組みやその成果】

- 「健やかな体」は、児童生徒の「生きる力」の基盤と考え、体力の向上、食育、部活動、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、性教育において、児童生徒の健全育成を図るべく取組を進めました。
- 体力向上については、福岡市体力向上推進委員会を設置し、新体力テスト集計ソフトの「元気ッズ・ナビ」の開発や、体力向上マニュアルの作成を進めました。また、各区より小中学校各1校を体力向上推進モデル校とし、自校の課題に応じた体力向上の取組を行いました。
- 運動部活動担当者研修会や福岡市食育推進セミナー等、指導者の資質・能力の向上を図るための研修を充実させました。また、部活動補助指導者を増員し、部活動指導の充実を図りました。
- 各学校において専門的知識を有する講師を招聘しての「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」の小中高の平均実施率は86.1%と、全国平均実施率を30%以上上回りました。

《21年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 20年度体力運動能力調査では、全国平均を50とした場合の、本市小中学校児童生徒の得点は47～48とやや低い数値であり、今後もより一層の体力向上の取組が必要です。
- 20年度に作成した新体力テスト集計ソフトの「元気ッズ・ナビ」の更新を行うとともに、「体力向上マニュアル」の作成を進めていきます。また、学校毎の課題把握のため、本市独自の新体力テストの実施に努めます。
- 生活習慣病予防のために「健康手帳」を19年度より配布しています。「健康手帳」の活用に関するアンケート調査等や健康手帳検討委員会の意見を基に、内容を含めた改善を行っていきます。
- 食育推進セミナーの開催回数を減らしたことや参加対象者を限定したことから、参加者数は減少していますが、研修の内容等の見直しにより、事業を充実させていきます。また、学校給食試食会を通して、学校・家庭・地域と連携した食育を推進します。
- 今後も、各学校で作成している「健康教育年間指導計画」に基づき、体力向上、食育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、性教育の児童生徒への指導の充実を図っていきます。

基本的考え方 1 たくましく生きる子どもの育成

1－④. 福岡の特性を生かした教育の推進

【20 年度の主な取り組みやその成果】

- 福岡の特性を生かした教育の推進については、これまで、各事業を通して、福岡市が持つ自然や歴史、文化的・社会的資源を活用した授業を各学校が展開できるよう支援を行ってきました。
- 特色ある教育の推進事業では、すべての小中学校で、伝承遊びの継承者、校区在住の留学生等の地域人材をゲストティーチャーとして受け入れ、体験的な学習を実施しました。
- 「学生サポーター」制度活用事業として、大学生による学習指導・学校行事の補助、部活動・クラブ活動の補助、障がいのある子どもの支援を行いました。20 年度は、新たに九州女子大学、九州女子短期大学との派遣協定を締結し、参加大学が 14 大学から 16 大学となりました。
- 職場体験学習事業として、中学 2 年生の生徒を中心に、地域の企業等で短期間の職場実習を行いました。中学校 69 校中 67 校で実施しており、19 年度と比べると 3 校増加しました。
- 外国の人や文化等との共生を深める教育活動の推進においては、本市に居住する外国人が年々増加している現状を踏まえ、84 人の日本語指導員を派遣し、19 年度と比べると 16 名増加しました。
- オラガマチ博物館事業として、地元の校区で出土した考古資料の展示を行いました。20 年度は、海の中道遺跡の出土遺物を展示した展示ケースを西戸崎小学校に新設しました。

《21 年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 「郷土福岡や日本の自然、歴史、伝統・文化を愛し、守り伝える子ども」「アジア・世界の中の福岡という視点をもって様々な価値観を認め合い、他者や社会、自然や環境とともに生きる子ども」をはぐくむため、福岡市が持つ自然や歴史、文化的・社会的資源を活用した授業を推進し、体験活動や特別活動の活性化を図ります。
- 地域の人材や施設を生かした教育の推進状況について、教員と保護者の間に意識の差があることを踏まえ、各学校において、福岡の特性を生かした教育、学生サポーターを活用した取組、職場体験学習の様子、日本語指導員の活動状況等を、学校だよりや学校のホームページ等で広く保護者・地域住民に周知し、地域とより連携した活動を推進します。

(参考) 20 年度福岡市の教育についてのアンケート

「地域の人材や施設などを生かした教育を工夫しているか。」の設問で、

とても当てはまる、どちらかと言えば当てはまると回答した割合：教員 73.6%、保護者 52.4%

基本的考え方 1 たくましく生きる子どもの育成

1－⑤. 市立高等学校の活性化

【20年度の主な取り組みやその成果】

- 生徒一人ひとりの進路希望を実現し、中学生や市民から必要とされる魅力ある高校を目指し、市立高等学校の活性化に取り組んできました。また、市立高校の改革については、学科改編等について検討しました。
- 市立高等学校活性化としては、各高校による中学校への出前講座や市立高校合同文化発表会など広報活動の充実を図りました。また、民間企業経験者2名を教頭として採用することとし、福翔高等学校と福岡西陵高校に配置したり、中学・高校間の教員の人事交流を行いました。
- 福翔高校では、企業等と連携した実技体験プログラムであるジュニアアチーブメントプログラムを実施しました。
博多工業高校では、生徒が一定期間企業で働きながら研修を行うインターンシップや、国家資格の取得及び検定試験の合格を評価し、顕彰を行うジュニアマイスター顕彰制度を実施し、20年度は厳しい雇用状況の中、就職を希望した生徒のほとんどが就職することができました。
福岡女子高校では、生徒の問題行動（反社会的行動や非社会的行動）に対して、寛容せず、毅然とした対応をとる「ゼロ・トレランス」の考え方をういた組織的生徒指導を行い、生徒の学習態度や服装・頭髪等の改善につながりました。
福岡西陵高校では、生徒の学習到達度に応じた分割・少人数授業や土曜講座、課外補習等の取組により、国公立・私立大学の合格者数が前年度より上回るなど、進学実績が向上しました。
- 上記のような取組の結果、卒業時の進路未決定者数は市立高校全体で27名と、昨年度より20%減少し、成果を上げていますが、一方では入学試験の志願倍率は1.32倍で、11学科中7学科で福岡県の平均志願倍率1.34倍を下回るなど課題が残っています。

《21年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 生徒一人ひとりの進路希望を実現するために、「進路実現プロジェクト」として、大学受験に対応する授業力向上に向けたセミナーへの教員の派遣、研究授業の実施、社会人講師の活用、資格取得や専門教育の推進など、学力向上や学習意欲向上に資する取り組みを進めています。今後とも市立高等学校活性化について、教育委員会全体の共通課題とし、事務局と学校現場が一体となって一層の充実を図っていきます。
- 志願倍率が低迷している学校もあることから、市内中学校との連携や、広報の充実などを行い、志願者の増加に努めます。進学・就職における生徒の多様な進路希望に応え、本市の将来を担う人材を育成するため、教育内容の見直しについて、各高校の主体的な取り組みを支援するとともに、社会の変化に対応するための学科改編等に取り組んでいきます。

基本的考え方 1 たくましく生きる子どもの育成

1－⑥. 人権教育の推進

【20 年度の主な取り組みやその成果】

- 学校における人権教育を推進するため、人権読本「ぬくもり」を活用した人権教育に取り組みました。また、全市人権教育研修会等の実施や、学校・人権教育研究団体に人権教育研修費を交付し、教職員相互の主体的な研修・実践活動を支援し、教員の人権感覚及び資質・指導力の向上に努めてきました。

さらに、学校における人権学習を進めるためには、保護者の理解と協力が不可欠であることから、福岡市PTA協議会と連携し、全市、各区分、各单位PTAごとに、PTA役員・会員を対象としたPTAの主体的な講演会、学習会等を支援してきました。

- これらの取組の結果、児童生徒の人権問題に対する認識と理解が深まり、20年度は、すべての学校・幼稚園 234 校(園)において、延べ 4,181 回の人権教育研修を開催するとともに、人権教育研究団体 5 団体により人権教育の研修会や学習会など研究諸活動が行われ、教職員の人権意識の高揚や資質・指導力の向上を図る上で一定の成果がありました。

また、PTA人権教育研修についても全ての小・中・特別支援学校 223 校の単位PTAでの主体的な研修会が延べ 459 回も開催され、会員の人権問題に対する理解も広まってきました。

《21 年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- これまでの取組にも関わらず、学校においては、いじめや差別的言動などの人権に関わる事象が依然として発生しており、人権学習の取組が知的理解にとどまり、児童生徒の確かな人権感覚や自他を尊重する態度や行動力に必ずしもつながっていない面が見られることや、学校における人権教育の取り組みが必ずしも教員全体に浸透しておらず、さらなる教員の人権感覚及び資質・指導力の向上が求められています。

また、PTA人権教育研修については、役員・委員の交代も多く、人権問題に関する認識にも格差が見られることから、役員・委員の認識をさらに深めるための研修や、PTAの日常活動の課題と結びつけた系統的な研修の推進が求められています。

- 21 年度には「新しいふくおか教育計画」を策定し、人権教育の推進を重要施策として掲げ、その中で、人権教育については21年度に策定した「福岡市教育委員会人権教育推進計画」に基づき学校(園)の教育活動全体を通じた人権教育を組織的・計画的に推進していくこととしています。また、引き続き人権読本「ぬくもり」等の学習教材の整備による人権学習や、教育委員会主催研修の充実、学校人権教育研修や人権教育研究団体の研究諸活動への支援などに努めていきます。

さらに、PTA役員・委員の人権問題に対する認識、理解の深化を図るための研修の充実を図っていきます。

人権教育推進計画の進行管理を教育委員会人権教育推進委員会で行い、進捗状況の点検・検証を通して、これらの施策の確実な推進を図っていくこととしています。

基本的考え方 1 たくましく生きる子どもの育成

1-⑦. 不登校の子どもへの支援・いじめの未然防止の充実

【20年度の主な取り組みやその成果】

- 不登校の子どもへの支援や、いじめの未然防止に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、適応指導教室の運営、メンタルフレンドの派遣（ひきこもり対策）、教育カウンセラーによる面談相談や電話相談を実施しました。教員に対する研修として、教育相談専門講座の開催や講師派遣を行うとともに、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止や不登校の子どもたちへの支援に努めてきました。
- しかし、本市の不登校児童生徒は、平成 11 年度以降毎年 1,000 人を超えており、平成 20 年度は、小学校 201 人、中学校 1,063 人、合計 1,264 人です。特に中学校における不登校生徒の割合は、全国平均を上回っています。不登校はひきこもりや非行につながるものであり、対策強化が求められています。
- そこで 20 年度は、学識経験者や医療関係者、スクールカウンセラー、NPO 関係者、学校関係者等 10 名の委員からなる「不登校ひきこもり対策支援会議」を設置し、子どもたちや教職員、保護者の実態調査を行いました。その結果をもとに、不登校やひきこもりの分析を行い、不登校の子どもたちへの効果的な支援のあり方や、新たな不登校を生まないための取組等について検討を行い、提言を受けました。

《21年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 「不登校ひきこもり対策支援会議」の提言を受け、21 年度は、不登校の子どもの減少に向けて中学校 20 校に不登校に専任で対応する不登校対応教員を配置しました。その 20 校では、校内に適応指導教室を設置し、学習支援や生活支援を行い学級復帰に向けた取組を行っています。また、スクールソーシャルワーカーを、20 年度 2 名から、21 年度 4 名に増員するとともに、自然体験や社会体験等の体験活動を行い、子どもたち同士、子どもと教員の関係づくりやコミュニケーション力の育成を行っています。
- 不登校児童生徒数について、平成 20 年 10 月末時点は 988 人でしたが、平成 21 年 10 月末時点では 882 人と減少しており、取組の成果が現れています。
- 不登校やいじめの早期発見・未然防止に向けて、中学校 1 年生に対して少人数学級を導入し、中学校入学後の生活面・学習面についてきめ細やかに対応するとともに、心理検査を活用した筆記方式による調査を行い、その結果を分析し、よりよい学級づくりに活用していきます。
- いじめの発生件数は減少傾向にあるものの、携帯電話のメールやインターネットの利用が増加するとともに、ネット上での特定の児童生徒に対する誹謗中傷が行われるなど新しい形のいじめ問題が発生しており、これに対応するため、情報モラルの指導や保護者への啓発活動を行い、いじめを許さない学校・学級集団づくりを行っています。

基本的考え方 1 たくましく生きる子どもの育成

1－⑧. 特別支援教育の推進

【20 年度の主な取り組みやその成果】

- 特別支援教育の充実を図るため、特別支援学級を小中学校 14 校に、通級指導教室を小学校 2 校に新設するとともに、小中学校に在籍する発達障がい等（LD・ADHD等）の障がいがあり、個別の支援が必要な児童生徒に対し、特別支援教育支援員等を 37 人配置し、学校における日常生活の支援や学習活動の支援体制の充実を図りました。特別支援教育支援員を配置した小中学校のアンケートでは、支援員の配置により学習面・生活面の改善が図られたという回答が 100%であり、また、児童生徒においても学習への集中度や参加意欲が高まったという成果がありました。
- 知的障がい特別支援学校に在籍する児童生徒の、障がいの重度・重複化の実態を踏まえ、知的障がい特別支援学校に、年次計画によりエレベーターを設置しており、20 年度は、東福岡特別支援学校に設置するとともに、知的障がい特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、病弱特別支援学校であった屋形原特別支援学校の校舎を増設し、平成 20 年 4 月から、知的障がいのある児童生徒の受入を開始しました。
- 特別支援学校卒業生の就労促進のため、学校・企業関係者や学識経験者等で構成する「就職連絡会議」を開催し、関係団体・機関等と連携し、就職に関する課題解決に取り組んだ結果、各特別支援学校の就職実績が上がりました。また、就職指導員を配置し、新たな就職先の開拓を進めました。

《21 年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 知的障がいのある子どもの増加や、障がいの重度・重複化傾向が顕著であること、支援の対象が、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒等へ拡大されたことなどへの適切な対応が必要となっています。このため、21 年度は特別支援教育支援員を 60 人に増員し、支援体制の充実を図っています。
- 平成 15 年 3 月に策定した障がい児教育プランが、平成 21 年度で最終年度を迎える事を踏まえ、これまでの取り組みの総括を行い、今後より一層の「障がい等のある児童生徒の自立と社会参加」を促進するための基本計画「福岡市特別支援教育推進プラン（仮称）」を策定し、各校における校内支援体制の整備、特別支援学校における教員の専門性の向上とセンター的機能の充実、それらをサポートする教育委員会における支援体制の整備を積極的に行っていきます。
- 特別支援学校卒業生の就職については、特に公的機関での雇用率の向上を働きかけたり、進路支援の取組や教職員への研修の充実を図り、就労促進に努めます。

基本的考え方2 信頼される学校づくりの推進

2-①. 学校の組織力の強化

【20年度の主な取り組みやその成果】

- 学校の組織的な運営体制や指導の充実を図るため、20年度から、一部の小学校及び中学校に、副校長、主幹教諭及び指導教諭の新たな職を計25名配置するとともに、組織的な学校運営を進めるには、管理職の一層の適材確保が重要であり、外部からの人材登用も有効な手法となることから、高等学校において民間企業の経験者2名を教頭に採用することにしました。
- 公教育の福岡モデルに基づく学校教育の推進を図るための異校種間人事交流では、20年度は新規23名を含む39名へと大幅に拡充し、小中連携教育、他の校種で培われた知識・経験を生かした指導、教員間の組織的な指導などを推進しました。
- 学校で発生する諸問題の早期解決を支援するため、学校問題解決支援会議を設置し、問題解決に向けた対応方針の策定や法的助言を行いました。

《21年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 副校長等の新たな職が配置されたことにより、学校全体で組織的な運営が行われるようになるなどの効果が認められています。今後、これらの職の拡充を図るとともに、この制度がさらに効果的な校務運営につながるよう、制度の定着や充実に取り組んでいきます。また、民間企業等で培った組織マネジメント能力や柔軟な発想力、企画力等により、特色ある学校づくりや信頼される学校経営の一層の推進を図るため、成果と課題を検証しながら、民間企業経験者の管理職への採用を検討していきます。
- 異校種間人事交流についても積極的に実施し、学校の組織的な教育力の向上と組織の活性化を図るとともに、小・中学校と特別支援学校、小学校と中学校の間などの連携の充実・強化を図ります。
- 学校問題解決支援事業においては、対応事例集等を活用し、実践的な研修会等を継続して実施することにより、学校の問題対応能力の向上を図るとともに、学校運営の支援を充実します。
- 今後も、学校組織の長である校長のリーダーシップのもと、学校全体で課題や目標を共有しながら、教職員一人ひとりが、その持てる力を最大限発揮するとともに、相互に連携を深め、組織的に教育課題に取り組むことができるよう、学校の組織力の強化を図っていきます。

基本的考え方2 信頼される学校づくりの推進

2-②. 学校と家庭・地域の連携の強化

【20年度の主な取り組みやその成果】

- 家庭と地域の力を学校の教育活動に積極的に活かすことができるようにするために、学校と家庭・地域の連携を強化し、開かれた学校づくりを推進してきました。
- 毎年11月1日～7日を「学校公開週間」とし、保護者や市民が学校を見る機会を設け、20年度には、123,443人が市内234の学校・園を訪れました。19年度と比べて、来校者数は2,269人減少しているものの、福岡市の人口の約1割が学校を訪れている状況でした。
- 地域住民が学校の課題について意見・助言を行う「学校サポーター会議」推進事業を実施しました。小中学校213校、高等学校4校、幼稚園7園で、会議開催の総数が674回、構成員総数が1,964人と、19年度と比べて、会議開催数は16回増加、構成員総数は42人増加しました。
- 学校評価の充実・改善のための実践研究については、研究協力校10校が1年間の研究の成果を報告書としてまとめ、各学校に配付しました。
- 学校と地域、学校と区役所等との連携を図るため、東区と博多区に学校地域連携係を配置し、学校と地域のよい関係づくりの支援や、通学路の安全確保をはじめとした地域による学校支援活動の促進に取り組みました。

《21年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 学校情報の公開が十分でないとの声もあり、学校情報をより積極的に公開していくことが課題です。このため、各学校における教育活動の状況や学校評価結果等をさらに保護者や地域住民等に広めるために、学校のホームページの充実に取り組んでいきます。
- 「学校公開週間」推進事業については、おおむね市民に定着している状況であり、各学校の特色ある取組をホームページ等で紹介する取組をさらに進めます。
- 「学校サポーター会議」推進事業については、地域に学校教育方針等を理解してもらうために、各学期に1回は実施する取組を進めるとともに、学校サポーター会議の内容をホームページ等で積極的に公開していきます。
- 学校と地域等の連携強化については、学校地域連携係長を、18～19年度に中央区と南区に、20～21年度に東区と博多区に配置しており、その効果を検証します。

基本的考え方3 信頼に応え得る教員の養成

3-①. 資質ある優秀な人材の確保

【20年度の主な取り組みやその成果】

- 教員採用試験において、指導力量のある優秀な人材を確保するため、多様な人材を確保する取組を進めるとともに、より人物重視の採用試験となるよう試験内容の充実を図るほか、積極的な情報発信など受験者確保にも取り組んできました。
- 具体的には、多様な人材を確保するため、20年度から教職経験者、社会人、スポーツ・芸術、障がい者の4区分で特別選考を実施しました。
- より人物を重視した選考となるよう第2次試験の個人面接において、評定員の一部に民間企業の人事担当者や臨床心理士、スクールカウンセラーを起用し、多面的な人物評価を行いました。
- より多くの人に本市の教員を目指してもらえるよう、大学へ学校訪問するなどして、積極的に広報活動を行い、志願者数の増加につながりました。(21年度実施の教員採用試験の志願者数は2,008人で前年度比36人増)

《21年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 21年度実施の教員採用試験では、新たに教職大学院修了者を対象とした特別選考を実施し、多様な人材確保の取組を進めました。
- 人物重視の選考に資するよう、面接評定員研修の充実・改善を図りました。
- 福岡都市圏を中心に15校(20年度は9校)の大学を訪問するなど、受験者確保に努めています。
- 本市では、今後の10年ほどの間に全教員の約半数を占めるベテラン教員の退職が見込まれており、学校全体での教育活動への影響が生じないよう、資質ある優秀な人材確保が一層重要な課題となっています。

九州地域では、既に大都市圏の教育委員会による教員採用活動も活発化しており、今後、優秀な人材の獲得競争が本格化する見込みです。

このため、今後とも、教員採用試験の内容の充実、改善を図るとともに、即戦力となる人材や、多様な人材の確保に取り組むとともに、福岡市立学校の魅力を積極的に発信するなど、志願者の確保にも取り組んでいきます。

基本的考え方3 信頼に応え得る教員の養成

3-②. 教職員の資質・能力の向上・活性化

【20年度の主な取り組みやその成果】

- 学校において教職員の果たす役割は極めて大きく、研修を通して、教職員の資質・能力向上、活性化を図ることは非常に重要です。このため、教職員の資質・能力の向上のために、教職員経験や職能、個々の課題に応じた各種研修講座を実施するとともに、各学校における実践的研究を通じ、本市の教育課題の解決に向けた基礎資料や指導法のあり方等を提示しました。
- 研修講座では、各教職員の経験年数に応じた講座を「授業力向上研修の充実」「マネジメント研修の充実」「公務員倫理研修の充実」の3つに重点を置いて実施しました。アンケート調査において受講者から高い満足度を得るとともに、所属長から研修効果の達成度を高く評価されました。
- 校内研修の支援では、共同研究2校・研究委嘱2校・研究指定39校・園で研究を重ね、発表会への参加も5,000名を超えました。また、長期・非常勤研修員の調査研究では、教員のリーダー性の専門性の向上を図ることを目的に調査・研究を行いました。教育センター発表会でこれらの成果を発表し、1,400名以上の参加がありました。
- 指導が不適切な教員に対して、指導改善研修を行い、2名の教員が指導の改善がなされ、現場に復帰しました。
- 専門家派遣によるメンタルヘルス校内研修や復職支援等、教職員のメンタル面での取組を行い、精神疾患による病気休職者数は、61名（19年度63名）と減少しました。

《21年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 研修講座では、教職員の経験年数に応じた講座のさらなる充実を行うとともに、受講者の参加しやすい受講システムの工夫（夜間特別講座等）を進めています。研修内容の充実のためには、大学等からの講師の確保が課題です。
また、教職員の実践的指導力の向上のために、校内研修の支援を行います。
- 調査研究では、研究委嘱・指定校の厳選を行い、より細やかな支援を実施します。長期・非常勤研修員の調査研究では、本市教育課題の解決に充分役立つものとなるよう、共通主題での取組について検討を進めていきます。
- 指導が不適切な教員への指導改善研修では、個々の課題の把握に努め、その解決に向けた、実践的体験的な研修の実施に努めます。
- 学識経験者・学校関係者らによる「体罰によらない生徒指導検討委員会」で協議を行い、リーフレット「体罰によらない教育のために」と研修資料を作成・配付しました。今後は体罰によらない指導を実践し、保護者・地域と協力しながら、体罰のない教育現場の実現をめざしていきます。
- 教職員のメンタルヘルス対策の継続的・計画的実施を図るため、中長期視点に立った「福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」を策定し、メンタルヘルスマネジメント研修をはじめ、事業内容の充実に努めます。

基本的考え方 4 社会全体での子どもたちの育成

4-①. 子どもの安全確保に向けた取組の推進

【20 年度の主な取り組みやその成果】

- 近年は、学校内外における子どもを脅かす事件・事故が発生したり、携帯電話やインターネットで有害情報が増加していることなどから、子どもの安全確保は極めて重要であり、各学校における安全教育・安全指導や、地域と学校が連携した安全対策を行いました。
- 地域ぐるみの学校安全推進事業として、地域から学校安全ボランティア（スクールガード）を募り、スクールガードの指導を行うスクールガードリーダーとともに、学校や通学路の巡回・警備を行い、地域ぐるみで学校安全に取り組む体制を整備しました。20 年度は、幼小中 229 校中 127 校で取り組み、19 年度に比べて 4 校増加しました。
- 学校での安全・防災教育として、全ての小中学校が学校独自の「危機管理マニュアル」と通学路の点検を行うために、学校安全マップを作成しました。また、安全教育実技講習会や応急手当実施講習会を実施しました。
- インターネット・携帯電話を介した有害情報から児童・生徒を守るため、小学校 146 校中 144 校、中学校 69 校中全ての学校の学級懇談会や地域懇談会等で、情報モラルに関する保護者への啓発活動を実施しました。

《21 年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 学校内外における子どもの安全を確保するために、今後も各学校では、子どもたちへの安全教育、安全指導を推進するとともに、学校独自の「危機管理マニュアル」に基づいた学校における安全対策と安全管理の徹底を図っていきます。
- 地域ぐるみの学校安全推進事業は、17 年度文部科学省委託事業として実施してきた事業であり、子どもたちの安全・安心を守るために、本事業の必要性は高いと考えられます。今後さらに、地域及び保護者に対する啓発と協力を求めるとともに、具体的な地域での取り組みの在り方等の研究やスクールガードリーダーの育成を行う必要があります。
- 学校安全・防災教育につきましては、今後も子どもの安全・防災教育の充実のため、各事業を計画的に実施します。
- 情報モラル教育を推進するため、教育委員会が制作・配布した児童生徒向けリーフレットや、地域・保護者向け DVD、教師用指導資料集の活用を推進します。

基本的考え方 4 社会全体での子どもたちの育成

4-②. 家庭・地域における教育の支援

【20年度の主な取り組みやその成果】

- 家庭のあり方や子育てを正しく理解することを通して、子どもの生活習慣や問題行動などに対応できる保護者を増やすとともに、社会全体で子育てをしようとする機運を高めるよう学習会や講演会を実施しました。具体的には、子育てに関心の薄い親や課題を抱えた親をはじめすべての親に対しての学習支援として、小学校の入学説明会を活用した学習会や、不登校の子どもをもつ保護者対象の講座などを実施し、効果が上がってきました。また、家庭教育を家庭のみの問題にとらえず、地域や学校を含め社会全体で家庭教育支援を進めるため、福岡市PTA協議会と連携し、基本的生活習慣確立に向けた校区ぐるみの連携事業を行い、生活リズムも徐々に向上しました。
- 「空き教室地域開放事業」は、児童・生徒数の減少により生じた余裕教室のうち、学校で活用予定のない空き教室を有効活用する事業です。学校内に市民の主体的な活動の場を確保するとともに、地域と連携し開かれた学校づくりを推進するため、地域が主体となった運営委員会を設置し、空き教室を自主的に運営する体制づくりを行うとともに、空調機・照明設置や機械警備の分離等利用に必要な最小限の施設整備を行い、平成15年からの6年間で12校が空き教室の地域開放を実施しました。

《21年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 子どもの生活習慣の確立に向けての取組や、親に対する家庭教育の支援には、PTAとのさらなる連携の充実が大切です。「新しいふくおかの教育計画」において、社会全体で子どもをはぐくむ「共育」を推進するため、福岡市PTA協議会と連携し、「早寝、早起き、朝ごはん」など子どもたちの基本的生活習慣の確立や規範意識の向上をめざす家庭教育の標語「福岡市家庭教育10か条」を作成しました。さらに、市役所の子育て関連部局との連絡会を立ち上げ、相互に連絡し家庭教育の支援に努めていきます。
- これまでに、公民館の150坪館化が進んでおり、会議室の数も増えていることから、空き教室を活用したいという市民のニーズが年々減少してきています。「空き教室地域開放事業」の主目的は行政財産の有効活用となっていますが、今後は、学校と地域との連携を促進するため、「空き教室活用事業」として、空き教室のみならず余裕教室も含め、学校と地域が連携した活動の場としても活用できるよう整備していきます。

基本的考え方5 教育環境づくりの推進

5-①. 安心して学ぶことができる教育環境の整備

【20年度の主な取り組みやその成果】

- 子どもたちの安全を確保するため、学校施設の耐震化を推進するとともに、老朽化した校舎・講堂兼体育館・プール等について改修及び改築並びに教室の増築を行うなど、良好な教育環境の整備に努めました。
- 室内環境対策として、夏期の教室環境改善のため、平成20年度は394教室に天井固定型扇風機を設置し、学校施設の整備充実を図りました。小学校パソコン教室は、夏季の日照や外気及びパソコン機器から発せられる熱により教室内がかなり高温になり、授業や機器へ影響が出ているため、20年度は小学校24校に空調整備を設置しました。
- インターホンを小学校の普通教室、管理諸室等に設置することにより、不審者の侵入等の緊急事態への迅速な対応が可能となり、学校現場の不安感が減少しました。
- 大規模校や小規模校における教育環境の課題解決に向け、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」を策定しました。
- 今後の教育施設への投資金額の縮減と延命化を図るアセットマネジメントを実現するため、「教育委員会アセットマネジメント取り組み方針」を取りまとめました。

《21年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 校舎・講堂兼体育館の耐震化について、21年度は44校の耐震診断と36校の耐震改修に着手し、23年度末までの完了を目途に取り組んでいます。また、老朽化対策として、21年度には、校舎14校・講堂兼体育館1校の改造、講堂兼体育館5校・プール1校の改築に着手しています。昭和40～50年代に建設した校舎・講堂兼体育館の老朽化が進み、対象校が今後年々増加していく中で、計画的かつ効率的な事業執行を図っていきます。
- 天井固定型扇風機について、21年度には659教室に設置しており、学校現場からも好評を得ていることから、今後、未設置の教室にも設置していく予定です。
- インターホンについては、今後は小学校の利用状況など有効性を検証後、中学校への導入について検討します。
- 平成21年3月に「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」を策定し、対象となる校区の保護者や地域の方々との話し合いを進めています。
- 教育施設の維持管理費等の縮減・平準化等を課題とし、施設の計画的な維持管理について「教育委員会アセットマネジメント実行計画」を策定していきます。

基本的考え方5 教育環境づくりの推進

5-②. 教員が子どもと向き合う環境づくり

【20年度の主な取り組みやその成果】

- 学校教育における課題が複雑化、多様化し、教員が子どもたちと向き合う時間に余裕がなくなってきました。教員本来の職務である「子どもと向き合う時間」を確保するため、教員が行う事務の効率化を行いました。
- 校務情報化推進事業として、職員室内及び学校間のネットワークを整備するとともに、教員用パソコン約1,000台を整備しました。
- 学校事務支援については、学校現場の声を聞きながら事務改善の方向性について検討を行うために、校長会をはじめとする各会の代表者15名で構成する「学校支援ワーキンググループ会議」にて検討が重ねられ、学校事務支援方策に関する提言書が出されました。
- 学校給食の円滑な運営と保護者間の公平性の確保のため、経済力があるにもかかわらず給食費を納めない保護者に対して、法的措置を実施しました。20年度は、1,093世帯に対して最終催告を行うとともに、それまでに最終催告を行ったにもかかわらず納付及び納付誓約のない83世帯に対し、法的措置を行い、180万7千円の滞納学校給食費を回収しました。
- 学校給食費の運営については、これまで、各学校長が管理する私会計で行ってきましたが、学校給食事務の透明性の向上、保護者負担の公平性の確保、学校事務の負担軽減など、学校給食が抱える様々な課題を適切に対応するため、学校給食費の公会計処理とシステムによる教育委員会での一括管理を行うこととし、平成21年9月実施に向けて、システム開発と学校給食費条例の制定を行いました。

《21年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもに対する教育活動の質的な改善に役立てるため、24年度までに教員1人1台のパソコンを整備するとともに、校務の効率化を図るため情報システムの導入について計画していきます。
- 学校事務支援方策に関する提言書を受け、今後、学校と事務局が協力して、継続的に事務改善を実施していきます。
- 学校給食費未納対策については、今後も高額かつ長期の滞納者から順次法的措置を行うとともに、滞納の未然防止に努め、分納誓約書提出済みの世帯に対する納付管理を適切に行い、遅滞のない回収を行っていきます。
- 関係規則等の整備を行い、平成21年9月から学校給食費の公会計処理を開始しています。今後は、公会計化による、学校職員の負担軽減、事務の効率化を一層推進していきます。

◆人権関係

社会教育における人権教育の推進

【20 年度の主な取り組みやその成果】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「人権教育・啓発に関する基本計画」「福岡市人権教育・啓発基本計画」に基づき、すべての学校や地域で人権教育を推進しました。
- 同和問題など様々な人権問題の解決に向け、正しい知識と理解を深め、一人ひとりの人権が尊重される住みよい地域づくりを目指す学習・啓発を地域ぐるみで進めるために、自主的・主体的な活動をしている人権啓発地域推進組織に、補助金の交付などその育成支援を行っており、平成 21 年 3 月末現在、146 小学校区のうち 138 校区で組織され、研修会や講演会など様々な活動が展開されました。
- 地域で行われる家庭教育に関する学習活動を支援し、家庭の教育力の向上を図る「地域ぐるみ家庭教育支援事業」、また、福岡市人権教育・啓発基本計画に基づく人権課題の当事者を対象に、地域における生涯学習の充実を図るとともに、地域における住民同士の共働の学習を通して交流や相互理解を図り、人権問題の解決に資する「人権のまちづくり促進教育事業」を行っており、20 年度には 44 のグループに対して助成を行いました。

《21 年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 平成 20 年に文部科学省から通知された「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」及び平成 21 年に策定された「新しいふくおか教育計画」を踏まえて、教育委員会全体としてより効果的・計画的に人権教育を推進していくため、平成 21 年に「福岡市教育委員会人権教育推進計画」を策定しました。
この計画に基づき、社会教育のあらゆる機会に、基本的人権の尊重を基調とする総合的な視点に立った人権教育を積極的に推進していきます。
- 人権啓発地域推進組織については、平成 21 年 4 月に新たに 1 校区が結成されたところですが、今後、未結成校区の解消に向けて取り組むとともに、推進組織の活動に対し、引き続き助言・指導及び支援を行っていきます。
- 「地域ぐるみ家庭教育支援事業」「人権のまちづくり促進教育事業」については、95%以上のグループが活動継続を望み、新規グループからの申請も増えてきている状況です。地域においては、家庭教育に関してきめ細かな支援を必要としている保護者や、人権課題の当事者がまだ潜在的にいと認識しており、今後も、より多くの学習グループに事業を活用してもらえよう、地域や関係者への説明、広報にさらに努めるとともに、事業内容を充実させていきます。

◆文化関係

図書館・美術館・博物館事業の充実

図書館事業

【20 年度の主な取り組みやその成果】

- 市民の教育、学術・文化の発展に寄与するため、本市では総合図書館及び9の分館で、図書資料・文書資料・映像資料の収集・整理・保存・利用サービスを行いました。
- 図書資料は、58,653冊を収集し、平成21年3月末現在で分館も含めた蔵書冊数は約181万冊でした。
- 文書資料は、公文書資料344冊、行政資料3,536冊、古文書資料2,340点、郷土資料1,778点、文学資料476点を収集しました。その他閲覧資料の検索用目録の作成や郷土福岡に関する展示、古代・中世・近世の古文書に関する講座を開催しました。また、福岡市文学館事業として、総合図書館と赤煉瓦文化館内の福岡市文学館において、企画展や文学講座等を実施しました。
- 映像資料は、アジア映画15作品を収集し、平成21年3月末現在の収蔵作品数は915作品でした。
- 西部地域交流センターの整備に合わせて西部図書館（分館）を新たに設置し、図書館のサービス網の充実を図るため、整備用地の取得を完了し、実施設計策定後、平成21年1月より建設工事に着手しました。

《21 年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 今後も福岡市の生涯学習推進の中核施設として、資料収集や図書館環境の整備に努めていきます。
- 図書資料については、市民の多様化、高度化する情報・学習ニーズなどに的確に応えるために必要な資料・情報を引き続き収集し、市民に提供していきます。
- 文書資料については、歴史的・文化的価値を有する本市の公文書、並びに郷土福岡の歴史に関する古文書及び郷土資料を引き続き収集し、調査研究を進め、閲覧に供する「本市の資料保存センター」としての充実を目指していきます。また、福岡市文学館事業を実施し、文学を通して福岡の文化の継承と振興を図っていきます。
- 映像資料については、アジア映画を中心とした国内外の優れた映像資料を引き続き収集し、既存フィルム等を後世に継承するとともに、映像文化の普及・振興及び市民のアジア理解を深めるよう事業を進めていきます。
- 平成22年7月20日の西部図書館（分館）開館に向けて、21年度は、図書資料の選定や購入、書架などの購入準備を進めています。平成22年には、書架の設置や図書資料の搬入や排架など、開館に向けた準備を行う予定です。

図書館・美術館・博物館事業の充実

美術館事業

【20 年度の主な取り組みやその成果】

- 本市では、美術館とアジア美術館の 2 館において、美術作品の収集展示、美術に関する調査・研究、教育普及事業を行い、美術文化の振興に取り組みました。
- 特別企画展では、常設展示の枠を超えた国内外の著名で幅広い分野の作品による展覧会として、市民に世界的にも優れた美術作品を鑑賞する機会を提供しました。20 年度は、美術館では、「ボストン美術館 浮世絵名品展」、「九州古陶磁の精華 田中丸コレクションのすべて展」、「没後 40 年 レオナルド・フジタ展」を開催し、アジア美術館では、「ガンダーラ美術とバーミヤン遺跡展」、「おいでよ！不思議の森のミュージアム展」、「アジアとヨーロッパの肖像展」を開催し、両館で 24 万人の方々に観覧いただきました。
- アジア美術館の平成 20 年度美術交流事業では、アジアの美術作家 4 人を約 70 日間、研究者 2 人を約 40 日間招聘し、市民共同制作やワークショップ、調査・研究活動を通して、市民との美術交流を行うとともに、美術教育交流事業として、フィリピン芸術高等学校から生徒 5 人・美術教師 1 人を 7 日間招聘し、市内の高校生と一緒にワークショップを体験し、交流を行いました。
- 「とびだせ！アジア美術館」事業では、若久特別支援学校で、アジア美術館所蔵のビデオ作品 5 本を上映しました。また、階段踊り場 2 か所で、アニメーションの原画 2 点とネパールのミティラー画 5 点を展示するとともに、アジア美術館を紹介するパネルを掲示しました。

《21 年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 21 年度の特別企画展として、美術館では、開館 30 周年を記念する「コレクション・コネクション展」、「富田溪仙展」や「トリノ・エジプト展」を、アジア美術館では「第 4 回福岡アジア美術トリエンナーレ 2009」や「おいでよ！絵本ミュージアム 2009」などを開催しました。今後も、各館、年間 3～4 展の特別企画展を開催し、文化芸術の更なる振興を図っていきます。
- アジア美術館では今後も巡回展の開催や、アジアの芸術・文化の普及に寄与するような自主企画展を開催します。さらに、親子で来場しやすい展覧会の開催や子ども向けのプログラムの充実を図り、効果的な広報活動を行うことで、入場者数の増加と満足度を高め、アジアの国々や美術への関心を高めていきます。
- アジア美術館での美術交流事業は、市民がアジアの美術作家や研究者と直に触れ合うことで、アジアの美術・文化を理解する絶好の機会になっています。今後は、より多くの市民が参加できるような交流プログラムを企画・実施し、周知広報に努めます。
- 「とびだせ！アジア美術館」事業では、子どもたち・職員・保護者の意見を反映した内容に発展させることで、よりアジアへの関心・興味を引き出し、充実を図ります。
- 今後は、美術館・アジア美術館・博物館の 3 館の連携を強化し、文化・芸術を活かした施策を行い、集客交流機能をより高め、ミュージアムの魅力向上に取り組んでいきます。

図書館・美術館・博物館事業の充実

博物館事業

【20 年度の主な取り組みやその成果】

- 博物館では、2000 年余の対外交流に支えられた特色ある福岡の歴史と伝統の中で、数多く生み出されてきた貴重な文化遺産を年 2 本の自主企画展で紹介し、国内他都市の歴史文化や世界の様々な文化も年 3～4 本の特別展で幅広く紹介しています。

20 年度は、自主企画展として「黒田長政生誕 440 年記念展 黒田長政と二十四騎展 ―黒田武士の世界―」を開催し、25,472 人の来館者を迎えました。国内他都市の歴史を紹介するものでは、「平泉～みちのくの浄土～」を開催し、12,297 人に観覧いただき、海外の文化を紹介したものでは、「カメオ 宝石彫刻の 2000 年」、「吉村作治の新発見！エジプト展～国立カイロ博物館所蔵品と～」を開催し、それぞれ 20,680 人、102,343 人の来館者を迎えました。

- 博物館では、総合的で体系化された「福岡市史」の編さんを目的として、平成 21 年度から平成 35 年度まで全 35 巻の発行に向け、市史編さん室と市内大学の研究者などで構成する福岡市史編集委員会が連携して、資料の調査、収集並びに編集内容の協議を行ってきました。平成 17 年度から、市史編さん事業の広報を目的に、「福岡市史講演会」（年 1 回）を開催し、「市政だより Fukuoka」（年 2 回）、研究史「市史研究 ふくおか」（年 1 回）の発行などを行いました。年々、講演会への参加者も増加しています。

《21 年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 平成 2 年の開館以来、自主企画展を含め、年間 6 本前後の特別企画展を開催してきました。常設展を含めて年間 40 万人内外、開館からの累計では 700 万人以上の観覧者を得ています。これは地方都市の歴史民俗系博物館として屈指の実績になります。また、観覧者に対するアンケート等により、満足度も高いことが示されています。

しかしながら、昨今の市民の興味の変化とレクレーションの多様化で、特別企画展の大幅な観覧者の増加を図ることは年毎に困難さを増してきています。効果的な広報手段を徹底することと、市民のニーズを常に把握することによって、教育効果だけでなく、集客事業としても効果をあげるように努力していくとともに、今後も、独自の調査研究と企画に基づいた郷土福岡に関連した自主企画の特別展を中心に、多様な市民のニーズに合致した展覧会を開催していきます。

- 美術館・アジア美術館と連携し、集客交流機能を高めるなど、より博物館の魅力を高める取組を行っていきます。

- 市史編さんについては、平成 21 年度は『新修 福岡市史』の発行初年度であり、「資料編中世 1」並びに「特別展 福の民」については、21 年度末までに発行の予定です。平成 22 年度に発行予定の「資料編考古 3」並びに「資料編近世 1」については、発行に向けて順調に準備が進んでいます。

今後の課題としては、資料の調査・収集等を担う専門的知識を有した人材の年齢構成が高くなっており、人材確保が困難となることが予想されます。今後も、関係大学をはじめ、関係機関・団体との連携により人材の確保に努め、発行計画に沿った事業の推進に努めます。また、市民の皆さんに一層親しんでいただくため、広報活動をさらに進めるとともに、市民参画を意図した「福岡市史市民モニター」などについても検討します。

文化財の保存・活用

【20 年度の主な取り組みやその成果】

- 福岡市には、大陸文化の玄関口としての地理的環境や歴史的背景に支えられたさまざまな文化財が残されています。そのうち本市が管理する国・県・市指定文化財の保存整備や維持管理、有形・無形・民俗文化財の調査、埋蔵文化財の保護を行いました。さらに、野方遺跡展示館、金隈遺跡展示館、板付遺跡弥生館、鴻臚館跡展示館、赤煉瓦文化館等の公開・利活用、埋蔵文化財発掘調査における現場説明会、埋蔵文化財センターにおける出前授業・考古学講座の開催・考古資料等の閲覧及び貸出など、市民への利活用に供する取り組みを行いました。
- 史跡福岡城跡は、平成 12 年に焼損した「福岡城大手門（下の橋大手門）」の復元整備工事を行い、平成 20 年 11 月に竣工式を実施しました。式典には 1,000 名を超える市民が参加するなど文化財に対する関心の高さがうかがえました。
- 史跡鴻臚館跡については昭和 63 年度から全容解明のための調査を実施してきました。遺跡説明会には毎回 200 名前後、また、隣接する鴻臚館跡展示館には 2 万人を超える来場者が各地から訪れました。

《21 年度からの取り組みと今後の課題及び方向性》

- 都市における文化資源、観光集客資源としての文化財の価値を検討し、まちづくりや都市づくりに生かすとともに、児童・生徒をはじめとした市民交流の要として文化財の活用を図っていきます。
- 史跡福岡城跡については、『福岡城跡保存整備基本構想』に基づき、櫓などの保存整備に取り組んでいきます。また、今後の整備計画について検討を行います。
- 鴻臚館跡については鴻臚館の北側の遺構の調査を行い、海側から眺めた鴻臚館の景観復元を目指します。また、今後は、鴻臚館跡の整備基本構想に向けた作業を進めていきます。
- 吉武高木遺跡については、史跡地内の構造物の付け替えや拠点施設について検討を行い、さらに必要に応じて再発掘を行いながら事業を進めていきます。
- 「福岡市共働事業提案制度」による N P O 2 団体との共働事業を進めて、N P O の視点を採り入れた事業展開によって、これまでにない文化財の活用を図っていきます。

V 学識経験者による意見

1 福岡教育大学 井上 豊久 教育学部教授

「平成20年度福岡市教育委員会点検・評価報告書」，同「点検・評価個別シート」を検討し，福岡市教育委員会の教育行政事務の管理及び執行状況の点検・評価について，意見を示す。

I 教育委員会会議、会議以外の活動状況について

平成20年度において福岡市教育委員会は，平成12年に策定した「福岡市教育改革プログラム」による福岡独自の教育ビジョンのもと施策を推進している。合議制の執行機関である教育委員会の開催状況は教育委員会会議24回，施策勉強会等のための教育委員会協議会17回の開催は，昨年度とほぼ同様の回数であり，市議会関係の出席だけではなく，学校訪問も行うなど積極的な活動が行われている。そのことは，市民のニーズを教育行政にどうかしていくかという前向きな姿勢ととらえられ，熱心に進められていると思われる。

II 施策・事業

* 学校教育関係

1. 新しいふくおかの教育計画の策定

平成21年6月に「新しいふくおかの教育計画」が策定され，実践が進められてきている。内容的にはこれまでの課題や成果を踏まえた上で，「あいさつ・掃除」など取り組みやすい内容を入れたり，「一人前の大人」市民育成という社会の要望を鑑みるなど，新しい方向や具体案が示されている。今後は，子どもの参画を取り入れたり，検証機関を設けるなど，この計画が実践・改善され，継続発展するための活動が求められよう。

2. たくましく生きる子どもの育成

平成21年度全国学力・学習状況調査では，小中全8分類中6分類が全国平均を上回り，学力向上プランの実施及び少人数学級等の成果が出たのではと思われる。しかし，授業の理解度など地域や学校による格差がみられ，さらなる底上げや焦点化した取り組みが求められる。ゲストティーチャーは充実してきているが，さらに多面的で地元に着目した人材の活用が求められる。小学校・中学校の学習指導要領改訂動向を念頭に置きつつ，不登校予防の観点からも小中連携，ネットに関する規範教育などの充実がさらに必要であろう。不登校では今後は教育以外の分野との連携が不可欠である。学校司書も充実してきているが，児童・生徒の文字活字文化を本格的に育てられる人材が必要とされると同時に，学級文庫の充実も考えられる必要がある。市立高等学校でのキャリア教育の充実も評価でき

るが、今後は地域のニーズに応え、学んだことで地域貢献やボランティアを行う「サービ
スラーニング」の導入など福岡市民の学校としての役割が求められよう。

3. 信頼される学校づくりの推進

「学校公開週間」では、多くの市民が学校を訪れ、学校に対する理解と愛着を深めていると思われる。今後は、学校に対する支援や参画が現実化していくための機会が求められる。学校サポーター会議推進事業も有効な手立てではあるが、さらに地域が参画できるコミュニティ・スクールの推進も今後は考えていくことが必要であろう。特別支援教育では多面的な取り組みが充実してきているが、さらに私立の保育所・幼稚園を含めた早期からの取り組みが不可欠であり、学校後の生活・労働に対してのさらなる教育的支援が求められよう。

4. 信頼に応え得る教員の養成

教員採用志願者数の増加は、広報活動等の成果と思われる。特別選考の導入、民間企業の人事担当者や臨床心理士などを起用した、多面的な人物評価が、今後の教員の活躍に結びつくこととして期待される。ただし、教師の多忙化を訴える声は教師だけではなく保護者からも根強く、精神疾患の問題も生じており、教師の力量形成のための支援の充実とともに研修時間・人員の確保など、教師に対する学習環境づくりが求められる。民間人の教頭採用は成果であるが、人的に支えるための環境づくりが必要ではと思われる。研修に関しては常に福岡市の計画との関連性が配慮されるべきである。

5. 社会全体で子どもたちの育成

子どもの安全確保に向けては、地域ぐるみで行われてきており一定の評価ができる。ネットに関してはDVDの作成など先駆的な取り組みがなされているが、現場の理解・実践が不足している。今後は、さらにスクールガードリーダー・地域の見守りボランティアなど、安全のためだけでなく社会全体での子どもの育成が求められる。しかし、安全も基本は子ども自身が主体的に確保していくという基本的考えが重要であり、そのための子どもに対する幼児からの段階的・参画的な体験・実践的安全教育の開発が求められる。

家庭・地域における教育の支援では、「早寝・早起き・朝ごはん」といった生活リズムへの取り組みなどから、基本的な生活習慣の確立が若干みられる。このことは福岡市PTA協議会との共働が大きな要因と考えられる。今後は、親に自分で気づいて貰うように、入学説明会を活用した学習会のさらなる充実が求められる。

6. 教育環境づくりの推進

学校事務支援に関しては、その実践化と共に雑務の軽減だけではなく、家庭や地域の役割・責任を再検討するなど、長期的展望から教師の職務自体のあり方を根本的に検討していくことが求められよう。ただし、福岡市だけではなく、国とも協力が必要な部分もある。給食費徴収に関しては大変な努力により回収がなされており、法的措置は不可避ではと考えられる。今後は、子どもの貧困の問題を含め、子どもの学習を保障し、子ども自身のよりよい成長・発達の観点でみて不利益にならないように教育委員会と他の機関の共働がさらに必要となろう。耐震対策は着実に成果を出してきているが、子どもの命の問題であり、国とも協力して何より優先して取り組むべき事項の一つであろう。

* 人権関係

7. 社会教育における人権教育の推進

福岡市全体では継続的に社会教育における人権教育はかなり幅広く実施されており、学校教育とも連携が行われ、認知面での評価はできると思われる。全国の中でも事業全体の量と質は充実している教育状況といえよう。しかしながら、同和教育の継続・発展を基本とした上で、子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など、多様な人権教育との連携が十分とは言えず、今後の実践的・共働的教育の推進が求められる。今後も、団体やNPO等との共働が必要ではあるが、その場合、教職員に対する共働の理解を深めることが不可欠である。

* 文化関係

8. 図書館・美術館・博物館事業の充実

図書館事業においては図書資料の計画的収集など着実に成果が見られる。ただし、今後は学校図書館をどうネットワーク化していくかや、学校支援、文字活字文化振興の視点からどう拡充していくかが重要課題であろう。福岡市美術館、アジア美術館、福岡市博物館においても、企画展を工夫するなど、集客のための工夫がなされ成果を出している。ただし、集客・収入を過度に求める場合、教育・文化推進という視点から離れることもあり、美術館・博物館独自の事業展開を基本理念として有しておくことが必要である。高校生徒のワークショップなど意欲的に、全ての市民のための芸術文化推進事業がなされており評価できる。市民一人一人の芸術文化活動への関わりや充実を市民主体の視点から図ることが今後も求められる。アジアに関する事業は充実しており、福岡市の特色という視点から評価できるが、関わったアジア人が福岡市との架け橋とさらに成っていく取り組みが必要である。

9. 文化財の保存・活用

福岡城跡、鴻臚館跡の保存整備は財政状況が厳しい中、着実に進行されており評価できる。また、発掘調査においても整備途中で説明会を開催し、多数の参加者を集めるなど、参画的な整備は市民参画という点から重要である。今後は、学校や生涯学習、あるいは観光、地場産業とも連携し、文化財の活用をさらに重視・実践していくことが不可欠である。

おわりに

福岡市教育委員会は着実に教育事業を実施し、検証しながら進めているといえよう。今後「新しいふくおかの教育計画」で、さらに継続・発展されていくことが期待される。そうした中で、基本的に平成20年度の教育において見ていくと、課題が3点見られる。まず、第1は「子ども教育委員会会議」など先駆的な取り組みは見られるが、子ども参画の实际的・段階的な導入の必要性である。第2は、家庭・地域・学校の本格的な連携の充実のための学校運営協議会など、ある程度の決定権を有する組織への展開である。第3は社会のニーズに応じるだけでなく、多くの企業の子育て・教育への無理解を含む、社会全体に対する教育からのよりよい子どもの成長・発達、そして地域づくりのための意識改革と実践化である。現実的には容易ではないかもしれないが、基本的な教育理念を届くように広く発信していくことが求められよう。

最後に、教育は短期的な評価とともに子どもの全人格的な発達という視点からも中・長期的な評価が不可欠である。そして、費用対効果という視点を取り入れることも大切ではあるが、費用対効果という視点では計れない、人間や社会の成長・発展を志向しているということへの留意が必要である。

2 総合メディカル株式会社 小山田 浩定 代表取締役会長

1. 確かな学力向上

平成 21 年度全国学力・学習状況調査では 8 分類中 6 分類で全国平均を上回り取り組みの成果があらわれたとあるが、国語の活用に関する問題、算数の知識に関する問題で全国平均を下回るといふ課題を踏まえ、子どもたちの目線に立った授業の見直し（単なる授業時間の延長をするのではなく、福岡市の梅林中が実施している子供たちの集中力が持続するコマ区切りの短時間授業の工夫や少人数学級の拡大）に期待したい。

2. 豊かな心の育成

幼少期において、読書により豊かな心をはぐくむことは重要であり、かつ一定の効果を挙げていることが読み取れる。なお、評価に当たっては、読み上げ冊数や、学校図書館図書標準達成率などの指標だけでなく、読書が本当に児童・生徒の心の育成に効果を挙げているのか、という観点からも評価されたい。

また、書籍の分野としては、古典や伝記に重点をおかれない。あの立派な人に比べて自分はどうか、という「恥」の気持ちを持つことによって、自分を律する心が養われる。人間として最も大切な青少年時代に、教養を学ぶ機会を提供することは重要なことであろう。

3. 健やかな体の育成

「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」の実施率が全国平均実施率を 30 ポイント以上上回り、86%に達していることは評価できる。このような取組は継続して繰り返し実施することが肝要と考えており、すべての小中高校において行われることが望ましい。

また、食育推進事業については、食は健康をはぐくむ第一義的な課題であり、その充実が望まれる。

4. 福岡の特性を生かした教育の推進

国際化が進む中、福岡市においても外国人の姿を目にすることは日常的になってきた。国際理解教育の実施は、今後とも力を入れるべき事業と考える。

また、学生サポーター制度活用事業は、少子化により兄弟が少なくなる中、異年齢の人と接する機会を持てるといふ意味でも意義深いものであり、今後より充実させていただき

たい。

5. 市立高等学校の活性化

過去 10 年程度，市立高校の活性化についての検討が行われているが，依然，志願倍率が低迷している状況にある。県立高校や私立高校にない特色を，思い切った改革により取り入れることが，市立高校の存在価値であるとする。

6. 人権教育の推進

学校，PTAにおける人権教育の開催件数はいずれも相当数に達している。人権教育を通じて，日常の教育現場，家庭において自然に取り組みがなされるよう，継続していくことを望む。

7. 不登校の子どもへの支援・いじめの未然防止の充実

福岡市の不登校児童生徒は 1,200 名を越え，またその割合は全国平均を上回っているとのことで，学校教育関係の問題では，最重要課題に位置づけられると考える。20 年度より実施している不登校引きこもり対策プロジェクトでは，21 年度より具体的な事業（不登校対応教員の配置，中 1 の少人数学級の導入）を実施するとあり，その成果を見守りたい。

また，適応指導教室の成果（不登校が解消した児童生徒の数など）について明らかにされたい。

8. 特別支援教育の推進

アンケートで，特別支援教育支援員の配置により，生活面で状態が改善したとの回答が 100%であったとのことで，本事業について高い評価ができる。

また，青年に達した知的障がい者に対する取り組みも，今後ますます重要になってくるものと考えられ，障がい者青年学級のさらなる充実を望む。

9. 学校の組織力の強化

副校長，主幹教諭，指導教諭の設置を進めることで，他の教諭への指導を充実，全体的なレベルアップを期待したい。経験と人格を加味した人事を行い，機動的な学校運営を行

っていただきたい。

また、民間からの人材登用については、成果の検証は今後となろうが、前例にとらわれない、柔軟な発想での学校運営を期待する。

学校問題解決支援事業について、事業の目的・経過・内容ともに評価できる。教職員の精神的な負担を減らし、児童生徒に対する学習指導の時間を増やし、指導の質を高めることはよい。昨今、学校で発生する諸問題の原因は家庭にある場合が多く、保護者との相談回数を増やす施策を希望する。

10. 学校と家庭・地域の連携の強化

学校サポーター会議推進事業は平成 15 年の全校設置完了以降、地域に定着してきた感がある。地域に開かれた学校として、地域の意見を学校運営に生かしていることは評価でき、今後も継続され、より充実したものとなることを期待する。

11. 資質ある優秀な人材の確保

経験豊かな教員の大量退職期を迎えること、少人数学級の設置、専科教員の増員など、人材の確保には特に力を注がなければならない。採用試験の工夫や改善によって質を向上させようとしていることに関して、今後を期待したい。しかし、優秀な教員の確保に、教員採用試験の受験者数を業績指標として設定することはそぐわないと考えるので留意されたい。

12. 教職員の資質・能力の向上・活性化

「教員の指導力向上 指導改善研修」にて児童等への指導を行わせることが適当でない教諭への指導が行われている。平成 20 年度には 2 人の研修員が現場復帰を果たしたとのことであるが、復帰後も引き続き十分なフォローを行い、児童・保護者が不安を持つことのないよう継続した指導をお願いしたい。

13. 子どもの安全確保に向けた取組の推進

平成 21 年度はインターネット・携帯電話を介した児童生徒の被害防止取組推進事業について、リーフレット、DVDを活用する段階に入ったものと推察する。今後、学校と家庭がいかにモラル指導をしていくか、有害情報と距離を置かせるかを検討し、教育の現場に

深く根付くことを期待したい。

また、学校や通学路での巡回・警備等の活動のボランティアを募り、地域と連携で行うことは重要である。児童生徒の交通安全を維持・確保する観点からも、今後もスクールガードリーダーの育成は必要であり、青少年育成連合会等との関係強化を希望する。

14. 家庭・地域における教育の支援

学校で活用予定のない空き教室を市民の活動の場とする「空き教室地域開放事業」は、地域と連携し、開かれた学校づくりの象徴となる事業と評価できる。年2校程度の新設ペースではあるが、今後も拡大していただきたい。

15. 安心して学ぶことができる教育環境の整備

安心して学ぶことができる教育環境の整備・実現ということでは、耐震対策事業は、最優先で取り組むべき事業である。今後は、講堂兼体育館から校舎へ整備の中心が移るものと推察されるが、校舎の耐震化のみならず、グラウンドの整備も含めて、より安心・安全な学校施設の充実を希望する。

16. 教員が子どもと向き合う環境づくり

学校給食費未納対策強化について、給食費の未納は全国的にも問題となっているようだが、特に悪質である世帯に対して、強い態度で臨むことには評価することができる。ただし、経済情勢の悪化により支払が厳しくなる家庭が増えることが予測されるため、悪質か否かの見極めは慎重に行って欲しい。

17. 社会教育における人権教育の推進

人権教育について、目的はよく理解できるが、教育の具体的な内容が示されていない。同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する研修会や学習会がどのような内容で行われているか、また、人権啓発地域推進組織がどのような活動を行っているか、広く市民に開示すべきであると考ええる。

18. 図書館事業，美術館事業，博物館事業

「公」でないと取り組めない事業であり，今後とも福岡市の文化水準の向上に努めていただきたい。

アジア美術館の取り組みとして，市民共同制作やワークショップにより体験・交流を行っていることはとてもよい取り組みで今後も実施して欲しい。今後，参加型の美術作品と音楽とのコラボレーションなども実施するともっと楽しいと思われる。

VI 参考資料

1 平成 20 年度 教育委員会会議付議案等一覧

(1) 教育委員会会議付議案件

件 名	提出日
○附属機関委員の人事について〔教科用図書採択諮問委員会委員の委嘱〕	4 月 21 日
○訴訟及び異議の申立について〔個人情報保護審議会への諮問〕	4 月 21 日
○附属機関委員の人事について〔福岡市文化財保護審議会委員の委嘱〕	5 月 19 日
○附属機関委員の人事について〔福岡市美術館協議会委員の委嘱〕	5 月 28 日
○附属機関委員の人事について 〔福岡市総合図書館運営審議会委員の委嘱〕	6 月 26 日
○附属機関委員の人事について 〔福岡市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱〕	6 月 26 日
○事務局等職員の人事について〔職員の人事〕	6 月 26 日
○附属機関委員の人事について〔福岡市通学区域審議会委員の委解嘱〕	7 月 10 日
○附属機関委員の人事について〔福岡市通学区域審議会委員の委嘱〕	7 月 10 日
○附属機関委員の人事について〔福岡市社会教育委員の委解嘱〕	7 月 10 日
○附属機関委員の人事について〔福岡市社会教育委員の委嘱〕	7 月 10 日
○附属機関委員の人事について 〔福岡空港関係教育対策協議会委員の委解嘱〕	7 月 10 日
○附属機関委員の人事について〔市民センター運営審議会委員の委解嘱〕	7 月 10 日
○教科用図書について 〔小中学校・小中学校特別支援学級・特別支援学校小中学部〕	7 月 22 日
○教科用図書について〔高等学校・特別支援学校高等部〕	7 月 22 日
○事務局等職員の人事について〔職員の人事〕	7 月 22 日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	7 月 22 日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	7 月 22 日
○議会の議決を経るべき議案に関することについて 〔姪浜中学校校舎の取得について〕	8 月 28 日
○議会の議決を経るべき議案に関することについて 〔照葉小・中学校校舎の取得について〕	8 月 28 日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	8 月 28 日
○議会の議決を経るべき議案に関することについて 〔平成 20 年度福岡市一般会計教育委員会所管補正予算案〕	9 月 3 日
○議会の議決を経るべき議案に関することについて 〔平成 19 年度福岡市一般会計教育委員会所管歳入歳出決算〕	9 月 3 日

件 名	提出日
○議会の議決を経るべき議案に関することについて〔平成 19 年度公共用地先行取得事業特別会計教育委員会所管歳入歳出決算〕	9 月 3 日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	9 月 3 日
○福岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案	9 月 26 日
○事務局等職員の人事について〔公民館長の委嘱〕	9 月 26 日
○事務局等職員の人事について〔博物館長の任命〕	9 月 26 日
○事務局等職員の人事について〔教育長の任命〕	9 月 26 日
○附属機関委員の人事について 〔福岡空港関係教育対策協議会委員の委嘱〕	10 月 1 日
○福岡市教育委員会表彰について	10 月 1 日
○附属機関委員の人事について〔市民センター運営審議会委員の委嘱〕	10 月 27 日
○議会の議決を経るべき議案に関することについて 〔学校事故による損害賠償額の決定（福翔高校）〕	11 月 25 日
○議会の議決を経るべき議案に関することについて 〔雁の巣児童体育館に係る指定管理者の指定〕	11 月 25 日
○議会の議決を経るべき議案に関することについて 〔学校給食費の滞納に係る和解〕	11 月 25 日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	11 月 25 日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	11 月 25 日
○石丸小学校損害賠償請求事件判決の対応について	12 月 4 日
○福岡市教育委員会の点検・評価報告書について	12 月 4 日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	12 月 4 日
○福岡市立高等学校学則の一部改正案について	12 月 24 日
○事務局等職員の人事について〔公民館長の委解嘱〕	12 月 24 日
○事務局等職員の人事について〔職員の人事〕	12 月 24 日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	12 月 24 日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	12 月 24 日
○附属機関委員の人事について〔教科用図書採択諮問委員会委員の委嘱〕	1 月 5 日
○福岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則案について	1 月 21 日
○福岡市立高等学校学則の一部改正案について	1 月 21 日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	1 月 21 日
○附属機関委員の人事について 〔福岡市総合図書館運営審議会委員の委嘱〕	2 月 3 日

件 名	提出日
○議会の議決を経るべき議案に関するについて 〔平成 20 年度一般会計教育委員会所管補正予算案〕	2 月 3 日
○議会の議決を経るべき議案に関するについて 〔玄界小・中学校福岡西方沖地震災害復旧事業校舎等改築工事請負契約の一部変更について〕	2 月 3 日
○議会の議決を経るべき議案に関するについて 〔福岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例案〕	2 月 3 日
○議会の議決を経るべき議案に関するについて 〔福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例案〕	2 月 3 日
○議会の議決を経るべき議案に関するについて 〔福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案〕	2 月 3 日
○議会の議決を経るべき議案に関するについて 〔福岡市立油山青年の家条例を廃止する条例案〕	2 月 3 日
○福岡市立油山青年の家条例施行規則を廃止する規則案	2 月 3 日
○議会の議決を経るべき議案に関するについて 〔福岡市公民館条例の一部を改正する条例案〕	2 月 3 日
○議会の議決を経るべき議案に関するについて〔福岡市立の高等学校及び幼稚園の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案〕	2 月 3 日
○文化財の指定について	2 月 24 日
○新・福岡市教育改革プログラム（仮称）原案及びパブリック・コメントの実施について	2 月 24 日
○訴訟及び異議の申立について〔審査請求に対する裁決〕	2 月 24 日
○訴訟及び異議の申立について〔審査請求に対する裁決〕	2 月 24 日
○福岡市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則案	3 月 9 日
○福岡市教育委員会調査統計事務取扱規程等の一部改正案	3 月 9 日
○福岡市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の管理職手当の額を定める規則の一部を改正する規則案	3 月 9 日
○福岡市教科用図書採択諮問委員会規則の一部を改正する規則案	3 月 9 日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	3 月 9 日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	3 月 9 日
○福岡市教育委員会職員の自己啓発休業等の取扱いに関する規程案	3 月 23 日
○福岡市立学校児童生徒医療援助規則の一部を改正する規則案	3 月 23 日
○事務局等職員の人事について〔公民館長の人事〕	3 月 23 日
○事務局等職員の人事について〔館長等の人事〕	3 月 23 日

件 名	提出日
○事務局等職員の人事について〔職員の人事〕	3月23日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	3月23日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	3月23日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	3月23日
○事務局等職員の人事について〔教職員の人事〕	3月23日

(2) 教育委員会会議臨時代理報告及び協議・報告事項

件 名	提出日
○福岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則	4月10日
○福岡市教育委員会職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程の一部改正	4月10日
○インターネット有害情報の対応についてのDVD・リーフレットの制作・配付について	4月10日
○事務局等職員の人事について〔公民館長の解嘱〕	5月19日
○新たな教育改革指針の専門委員就任について	5月19日
○平成20年度福岡市立学校教職員人事異動について	5月19日
○図書館の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について	5月28日
○福岡市不登校ひきこもり対策支援会議について	5月28日
○学力パワーアップ総合推進事業について	5月28日
○(財)福岡市学校給食公社の経営状況を説明する書類について	6月6日
○給食費滞納対策の進捗状況について	6月6日
○福岡市学校規模適正化検討委員会の実施について	6月6日
○中学校の火災による被害状況及び今後の対応について	6月6日
○学校支援地域本部事業について	6月26日
○「平成21年度福岡市立小・中・特別支援学校教員採用候補者選考試験志願状況」及び「平成21年度福岡市立高等学校教員採用候補者選考試験志願状況」について	7月10日
○学校給食費の支払督促申立の状況について	7月10日
○平成21年度福岡市立高等学校民間人等管理職（教頭）候補者選考試験志願状況について	7月22日
○事務局等職員の人事について〔公民館長の解嘱〕	8月5日
○教員の資質向上に向けた研修の取組状況について	8月5日

件 名	提出日
○今宿・周船寺地区地域交流センター内の新図書館について	8月28日
○学校規模適正化検討委員会の協議状況について	9月3日
○新たな教育改革指針の進捗状況について	9月3日
○滞納給食費の訴えの提起に関する専決処分について	9月3日
○度全国学力・学習状況調査の概要について	9月26日
○平成20年職員の給与等に関する福岡市人事委員会報告の概要について	9月26日
○平成20年度福岡市立小・中・特別支援学校教員採用候補者選考試験実施及び平成20年度福岡市立高等学校教員採用候補者試験実施状況について	10月1日
○婦人会館フェスタ2008について	10月27日
○福岡市子ども読書フォーラムの開催について	10月27日
○教員採用試験の得点集計の誤りにについて	10月27日
○教員採用試験の選考基準・評価基準の公表（案）について	10月27日
○県費負担教職員制度の見直しに係る状況等について	11月25日
○福岡市教育委員会の点検・評価報告書（案）について	11月25日
○議会の議決を経るべき議案に関することについて 〔平成20年度一般会計教育委員会所管補正予算案〕	12月4日
○滞納給食費の訴えの提起に関する専決処分について	12月4日
○滞納給食費の和解に関する専決処分について	12月4日
○福岡市立小学校・中学校の学校規模適正化に関する提言案について	12月4日
○不登校ひきこもり対策の検討状況について	12月4日
○新・教育改革プログラム（仮称）策定の進捗状況について	12月4日
○元岡・桑原遺跡群（第42・52次調査）の木製品について	1月5日
○新・学習指導要領の移行措置について	1月21日
○内浜中学校生徒の転落死について	1月30日
○図書館駐車場の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分	2月3日
○学校給食費の訴えの提起に関する専決処分について	2月3日
○学校給食費滞納対策の進捗状況について	2月3日
○「新・教育改革プログラム」パブリック・コメントの実施について	2月3日

件 名	提出日
○議会の議決を経るべき議案に関するについて 〔福岡市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案〕	2 月 24 日
○議会の議決を経るべき議案に関するについて 〔福岡市学校給食費条例案〕	2 月 24 日
○議会の議決を経るべき議案に関するについて 〔平成 21 年度一般会計教育委員会所管予算案〕	2 月 24 日
○議会の議決を経るべき議案に関するについて 〔平成 21 年度公共用地先行取得事業特別会計教育委員会所管予算案〕	2 月 24 日
○福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針（案）の概要 について	3 月 9 日
○下山門中学校及び西陵中学校の通学区域の一部変更について	3 月 23 日
○福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針について	3 月 23 日

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（設置）

第二条 都道府県，市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（組織）

第三条 教育委員会は，五人の委員をもつて組織する。ただし，条例で定めるところにより，都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては六人以上の委員，町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては三人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第四条 委員は，当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で，人格が高潔で，教育，学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから，地方公共団体の長が，議会の同意を得て，任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は，委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については，そのうち委員の定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は，第一項の規定による委員の任命に当たつては，委員の年齢，性別，職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに，委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第五条 委員の任期は，四年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

（委員長）

第十二条 教育委員会は，委員（第十六条第二項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから，委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は，一年とする。ただし，再選されることができる。

3 委員長は，教育委員会の会議を主宰し，教育委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

（教育長）

第十六条 教育委員会に教育長を置く。

2 教育長は，第六条の規定にかかわらず，当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから，教育委員会が任命する。

3 教育長は，委員としての任期中在任するものとする。ただし，地方公務員法第二十七条，第二十八条及び第二十九条の規定の適用を妨げない。

4 教育長は，委員の職を辞し，失い，又は罷免された場合においては，当然に，その職を失うものとする。

（教育委員会の職務権限）

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に係る相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２ 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。